

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業に係る生活保護受給世帯者等の情報の 目的外利用及び自己負担額判定システムの開発について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

第11条第2項第5号（目的外利用）

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：健康部保健予防課予防係）

## 事業の概要

事業名	新宿区高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業
担当課	保健予防課
目的	高齢者肺炎球菌による肺炎等の発症や重症化を防ぐことにより、高齢者の健康を守る。
対象者	<p>① 65歳以上の者（A）</p> <p>② 60歳から64歳までの者のうち、次の条件のいずれにも該当する者（B）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 心臓・腎臓・呼吸器等の重度障害者（身体障害者手帳1級程度）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 高齢者肺炎球菌ワクチン（以下「ワクチン」という。）の予防接種を希望する者</p> <p style="margin-left: 20px;">※（A）、（B）とも、年齢は、接種日現在</p>
事業内容	<p>[事業の実施方法]</p> <p>① 区は、65歳以上の者について、住民基本台帳より、ワクチン予防接種事業対象者を抽出する。</p> <p>② 区は、60歳から64歳までの者について、予防接種台帳より、前年度、高齢者インフルエンザ予防接種を受けた者をワクチン予防接種事業対象者として抽出する（5年毎の接種のため、当該抽出は、今年度限りとする。）。</p> <p>③ 区は、上記①及び②により抽出された者（以下「対象者」という。）に係るワクチンの接種費用に係る自己負担額を、生活保護受給等の有無により決定する。</p> <p>④ 区は、対象者の氏名、住所、生年月日、自己負担額等を明記した高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票（以下「予診票」という。）を作成する。</p> <p>⑤ 区は、対象者全員に対し、予診票、事業の案内（ワクチンの説明等）、医療機関名簿等を個別に送付する。</p> <p>⑥ ワクチンの接種を希望する対象者は、予診票を指定の医療機関へ提出し、ワクチンの接種を受ける。</p> <p>⑦ 上記⑥によりワクチンの接種を行った医療機関は、当該ワクチンの接種後、翌月の指定期限までに予診票を区に提出する。</p> <p>⑧ 区は、上記⑦により提出された予診票等を審査、点検した後、当該予診票を区に提出した医療機関に委託料を支払うとともに、当該予診票に記載された接種日を予防接種台帳に入力する。</p> <p>&lt;対象者数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（A）の対象者・・・・・・・・約60,000人</li> <li style="margin-left: 20px;">（うち生活保護受給世帯者等 約4,700人）</li> <li>・（B）の対象者・・・・・・・・約50人</li> </ul> <p>&lt;想定接種率&gt;50%</p>

**件名 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業に係る生活保護受給世帯者等の情報**  
**の目的外利用について**

保有元		利用先	
保有課	生活福祉課	利用課	保健予防課
登録業務の名称	① 生活保護費の支給 ② 中国残留邦人等支援給付の支給	登録業務の名称	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業
登録業務の目的	① 生活保護費の支給 ② 中国残留邦人等支援給付の支給	登録業務の目的	高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の自己負担額の判定
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電子的媒体	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙、電磁的媒体
目的外利用を行う理由	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の実施に当たり、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の費用に係る自己負担額(4,000円又は0円)の判定を行うため		
目的外利用を行う情報 項目	① 生活保護受給関係 【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者に係る情報項目】 1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 4 住民番号 5 郵便番号 6 住所 7 生活保護受給の有無 8 性別 ② 中国残留邦人等支援給付受給関係 【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業対象者に係る情報項目】 1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 4 住民番号 5 郵便番号 6 住所 7 中国残留邦人等支援給付受給の有無 8 性別 (高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業対象者) ① 65歳以上の者 ② 60歳から64歳までの者のうち、次の条件のいずれにも該当する者 ア 心臓・腎臓・呼吸器等の重度障害者(身体障害者手帳1級程度) イ 高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を希望する者		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成24年10月1日から(以降継続)		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

**件名 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業に係る自己負担額判定システムの開発について**

保有課 (担当課)	保健予防課
登録業務の名称	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どここのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲</p> <p>① 65歳以上の者 (約60,000人)</p> <p>② 60歳から64歳までの者のうち、次の条件のいずれにも該当する者</p> <p>ア 心臓・腎臓・呼吸器等の重度障害者 (身体障害者手帳1級程度)</p> <p>イ 高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を希望する者 (約50人)</p> <p>2 記録項目 氏名、カナ氏名、生年月日、住民番号、郵便番号、住所、自己負担額、接種コード</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ (情報政策課)</p>
新規開発・追加・変更の理由	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の対象者が、現行の高齢者インフルエンザ予防接種事業の対象者と同じであるため、高齢者インフルエンザ予防接種事業と同様にシステム化することにより、迅速かつ正確な事務処理を遂行するため
新規開発・追加・変更の内容	<p>【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業に係る自己負担額判定システムの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳より抽出した65歳以上の区民 (平成24年10月1日現在) のリストと生活保護受給世帯者等の情報を突合し、対象者の自己負担額を判定する。</li> <li>対象者の氏名、生年月日、住民番号、郵便番号、住所、自己負担額、接種コードを印字する。</li> <li>接種済みの予診票に基づき、予防接種台帳用の入力データを管理する。</li> <li>平成24年10月1日以降、65歳に到達する区民については、毎月、住民基本台帳より当該区民に係る情報を抽出し、生活保護受給世帯者等の情報と突合し、対象者の自己負担額を判定した上で、予診票を作成する。</li> </ul>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	平成24年7月中旬以降 (システム開発)